

平成 31 年度 東京都公立学校スクールカウンセラー選考実施要項

平成 30 年 6 月
東京都教育委員会

東京都教育委員会は、東京都公立学校スクールカウンセラーとして、児童・生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることができる者を以下のとおり募集します。

1 職種

スクールカウンセラー（特別職非常勤職員）

2 応募資格

スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とします。

- (1) 平成 30 年 7 月 1 日現在、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、平成 31 年 4 月 1 日現在で臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1 年以上が経過する者
- (2) 精神科医
- (3) 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第 1 条に規定する大学及び同法第 97 条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

3 任用予定者数

1,100 名程度

4 選考

(1) 志願調書等の提出

本要項に定める選考を受験しようとする者は、次の書類を定められた期日及び方法により提出してください。

ア 平成 31 年度東京都公立学校スクールカウンセラー志願調書

(ア) 新規応募者用

平成 30 年 7 月 1 日現在、東京都公立学校スクールカウンセラーとして任用されていない者

(イ) 継続者用

平成 30 年 7 月 1 日現在、東京都公立学校スクールカウンセラーとして任用されている者

イ 資格を証する書類

(ア) 上記 2 (1) に該当する者は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会臨床心理士資格登録証明書の写し(※1)

(イ) 上記 2 (2) に該当する者は、医師免許証の写し(※2)

(ウ) 上記 2 (3) に該当する者は、勤務校(※3)の在職証明書（証明書発行日が平成 30 年 4 月 1 日以降のもの）

ウ 返信用封筒 (※4)

- (※1) 「写し」の大きさは原寸大とし、志願調書の裏面の指定の場所に貼り付けること。
- (※2) 「写し」の大きさはA4判とし、志願調書の裏面の指定場所に貼り付けること。
- (※3) 既に大学等を離職している者は、最終在職大学等を「勤務校」とする。
- (※4) 「返信用封筒」は長3サイズ(A4判が三つ折で入る大きさ)を使用し、表面に志願者の住所・氏名を記入して、82円分の切手を貼付すること。「返信用封筒」が同封されていない場合や切手が貼付されていない場合には、受験票を返送しませんので、御留意ください。

(2) 志願調書の提出期日

志願調書の提出は以下の期間、郵送でのみ受付を行います。直接持参での志願調書の提出は受け付けません。

平成30年8月1日(水)から同月31日(金)まで(当日消印有効)

(3) 受験票の送付

受験票は平成30年10月初旬に志願調書に記載されている住所へ発送します。
選考日2週間前(おおむね平成30年10月15日頃)になっても到着が確認できない場合には、以下の志願調書送付先に御連絡ください。

(4) 選考

ア 選考内容

書類審査及び面接により選考を行います。
ただし、平成30年7月1日現在、東京都公立学校スクールカウンセラーとして任用されている者は、面接による選考に代えて、勤務評価等による選考を行います。

イ 面接選考日

平成30年10月28日(日) 受験票で指定されている時間(※5)
(※5) 受験票で指定した時間を変更できません。選考日当日、指定された時間に不在の場合は、「欠席」として合否判定の対象外とします。

ウ 面接選考会場

受験票に記載されている会場にて実施します。

(5) 選考結果

選考結果は、平成31年1月11日(金)(予定)に志願調書に記載された住所に本人宛てに発送します。東京都教育委員会のホームページや都庁本庁舎での発表はありません。また、電話での合否照会には応じられません。

(6) 任用予定者の任用予定者名簿への登載

選考基準に達したと判断された者を合格者とし、東京都公立学校のスクールカウンセラー任用予定者として名簿に登載します。
名簿の登載期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間です。

(7) 配置校の決定

東京都教育委員会は、任用予定者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置される学校(以下「配置校」という。)を決定します。

(8) 任用予定者名簿登載からの削除

次の事項に該当した場合には任用予定者名簿から削除します(配置校が決定されている場合は、決定も取り消します。)

- ア 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合
- イ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ウ 心身の故障その他により、スクールカウンセラーとしての適性を欠くことが明らかとなった場合

(9) 補充任用候補者の補充任用候補者名簿への登載

不合格者のうち、成績上位者は、補充任用候補者として名簿に登載します。

この場合、年度内に欠員が生じ、補充の必要のある場合にのみ当該名簿から任用するものであり、任用が保証されているものではありません。

また、任用された場合の期間は、任用された年度末日までとなります。

(10) 補充任用候補者名簿登載からの削除

次の事項に該当した場合には補充任用候補者名簿から削除します（配置校が決定されている場合は、決定も取り消します。）。

ア 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合

イ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合

ウ 心身の故障その他により、スクールカウンセラーとしての適性を欠くことが明らかとなった場合

5 勤務条件

(1) 配置校

ア 都内（島しょ地域を含む。）公立小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校に配置します。

イ 勤務することを命じられる学校は、一人のスクールカウンセラーにつき、3校以内を原則とします。

ただし、平成30年7月1日現在、東京都公立学校スクールカウンセラーとして任用されていない者については、1校を原則とします。

(2) 勤務時間

1校当たり年間38回、1回当たり7時間45分とします。

(3) 報酬等

ア 報酬

平成30年度実績では、1回の勤務につき日当44,000円です。経験者加算などはありません。

イ 交通費

東京都の規定に準じ、通勤費を支給します。

(4) 任用期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。

(5) その他

勤務する日は、職務の性質上、児童・生徒に対し継続的にきめ細かいカウンセリングを行う必要があるため、原則として年間を通して偏りがないように設定します。あらかじめ、御了承ください。

6 業務内容

スクールカウンセラーは、配置校の校長及び配置校を所管する教育委員会の指揮監督の下に、以下に掲げる職務を行います。

(1) 児童及び生徒へのカウンセリング

(2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助

(3) 児童及び生徒のカウンセリング等に関する情報収集

(4) 児童及び生徒のカウンセリング等に関し、配置校の校長及び配置校を所管する教育委員会が必要と認める事項

7 身分等

スクールカウンセラーは、東京都教育委員会の特別職非常勤職員としての身分を有します。

8 その他

- (1) 任用予定者名簿登載者は、健康診断受診結果を必ず提出してください。
- (2) 任用予定者名簿登載者のうち、東京都公立学校スクールカウンセラーとしての勤務経験がない者を対象に、平成 31 年 3 月に勤務に当たっての諸注意等の説明会を実施します。

< 志願調書送付先 >

〒 1 6 3 - 8 0 0 1

東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第一本庁舎北側 3 8 階

東京都教育庁 指導部 指導企画課

東京都公立学校スクールカウンセラー選考担当 宛て

電話番号(直通) 0 3 - 5 3 2 0 - 6 8 8 8 < 平日 : 9 時から 1 7 時まで >